

第三十一回国会 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)午前十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
小沢 武治君
占部 秀男君
鈴木 壽君
小柳 牧衛君
那 祐一君
成田 一郎君
本多 市郎君
吉江 勝保君
島村 軍次君
成瀬 暢治君
森 八三二君
白木義一郎君

委員

国務大臣

国務大臣 青木 正君

政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君
警察庁長 原田 章君
官官房長 鈴木 琢二君
国家消防本部長 横山 和夫君
国家消防本部長 横山 和夫君
事務局長 横山 和夫君

説明員

常任委員 福永手一郎君
会専門員 町田 充君
警察庁保安 町田 充君
局防犯課長 内海 倫君
警察庁保安 内海 倫君
局交通課長 内海 倫君

本日の会議に付した案件

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。

○委員(館哲二君) 本日は、前回に引き続き、消防法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

○委員(館哲二君) 本会の質疑は、前回において終局しておりますので、これから討論に入りたいと思っております。

○委員(館哲二君) 御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○大沢雄一君 私は、自由民主党を代表いたします。私は、自由民主党を代表して、消防法の一部を改正する法律案に対して、賛成の意を表するものでございます。

この法律案は、さきの消防審議会の答申の趣旨にもかんがみまして、危険物につきまして、その規制の改善と徹底をはからんとするものでございまして、適当な改正と認めるものでございまして、賛成の意を表するものでございます。

○委員(館哲二君) 賛成の意を述べたので、次に、討論中大沢君から提出された附帯決議案を議題に供します。大沢君の提出した附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員(館哲二君) 賛成の意を述べたので、次に、討論中大沢君から提出された附帯決議案を議題に供します。大沢君の提出した附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員(館哲二君) 賛成の意を述べたので、次に、討論中大沢君から提出された附帯決議案を議題に供します。大沢君の提出した附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員(館哲二君) 賛成の意を述べたので、次に、討論中大沢君から提出された附帯決議案を議題に供します。大沢君の提出した附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

わち、鎮圧するだけでは能がないわけであり。これを事前に防止し、補導をするということによって目的を達することが出来るわけであり。そういう意味合いからいたしまして、一般犯罪につきましても、犯罪防止関係につきまして今後さらに研究実験をする必要がございます。特にこの少年犯罪につきましても、この犯罪防止につきまして研究をいたす必要があるかと思ひます。そういう意味合いからいたしまして、今回科学捜査研究所を拡充いたしまして、犯罪防止のうち特に少年犯罪の防止ということで、防犯少年部を作りまして、それで学者その他の研究実践家の参画を得まして研究を始めたいと思ひます。

次に、交通関係でございますが、交通量が非常にふえて参りましたこと、並びにそれによりまして相当交通事故が多くなつて参りましたことは、御案内の通りでございます。昭和二十三年に比較しますと、自動車の台数は約八倍になっております。昭和二十三年には、自動車の台数は二十三万台でございますが、昨年、昭和三十三年におきまして二百万台という数に上つております。交通事故の発生も、昭和二十三年の二万件に對しまして、昨年度は、十四万七千件というふうに、七倍程度にふえております。交通事故を起さなくとも、違反をいたしまして、それによつて立件送致しましたものにつきましても、昭和二十三年の二十一万件に對しまして、昨年度は二百二十一万件というふうに十倍の増加になつております。こういう交通統制違反並びに交通事故の発生に對処いたしますにつきましても、警察はこれが取締りに

當つておるわけでありまして、ただ取り締まるだけではその目的を達することできません。これにつきましては、合理的、科学的な事故防止の方法を講ずる必要があるのをごさいます。かような面につきましても、心理学者、社会学者あるいは法学部門の研究員を動員することによりまして、これが事故防止、交通法令違反の防止に當りたいというふうに考えるわけでございます。このたび科学捜査研究所を拡充いたしまして、交通研究部門を新たに設けまして、これが研究実験に當ることになったとさせていただきます。

防犯少年部門におきましては、非行少年の性格を作つておる原因の研究とか、あるいは非行危険性の判定方法の研究実験、あるいは非行少年に對しまして警察官その他のものが面接し、補導する場合の技術の、その補導の方法に関する研究、あるいは補導室、保護室の構造とか、位置とか、設備等の少年に与える影響というふうなもの、研究、あるいは非行少年を誘発する社会環境、映画とか興業とか風俗営業等のそういう社会環境の研究、あるいは地域的に少年非行が多く発生します地域におきましての社会的、心理学的な研究、あるいは性犯罪、麻薬中毒犯罪、あるいは精神薄弱者、性格変質者等の犯罪の予防に関する研究、そういうような研究部門をたいたまふところの一応考えております。交通研究部門につきましては、速度制限あるいは通行制限、交差点の交通方法等の交通規制に関する研究、また、交通事故の原因探究、処理に関する研究、それから設備の面におきまして交通信号機とか道

路標識、区画線等の交通安全施設に関する研究、それから自動車運転免許試験のやり方に関する研究、あるいは道路の照明とか広告その他のものの形とか色彩、音響、気象等の運転者に及ぼす影響、運転者の心理に与える影響というふうなものの研究あるいは運転者の疲労度とか酔度、酒を飲んで酔つぱらう程度、酔度とその運転者の心理、生理に関する研究、それから運転者の適性に関する研究というふうな面につきまして研究を始めたというふうに考えておる次第でございます。この科学捜査研究所を拡充いたしまして、二つの研究部門を付置するにございまして、研究員の確保の問題でございますが、来年度の予算におきまして十名をお願いいたしたておる次第でございますが、この要員につきましては、心理学者、社会学者あるいは精神科、精神衛生学を研究するものというふうな学者、有識者、実践家等の適当な方々を物色いたしまして、人材を吸収いたしまして、これが実験の効果を上げたいというふうに考えておる次第でございます。

○吉江勝保君　そうしますと、研究所の方では、従来あつた部門を広げるといふのではなく、全然新しく今度設けられることになるわけですね。

○政府委員（柏村信雄君）　従来は、ただいま官房長から申し上げましたように、保安局の交通部なり、あるいは防犯部なりにおいていろいろ資料を集め、研究をいたしておつたことは事実でございますけれども、しかし、どうしてもしようがないと、このようにいつきと申しますと場当たり的な思ひつきというふうなことで、いろいろことがあつたからこうしたらよからうというふうな、やはり感じによつてやるというふうなことが多かつたように思ひます。それで、行政部内におきましては、日常の行政指導ということとは、もちろんそういうことでやつていく必要もございまして、基本的にはその科学的な研究を遂げまして、そしてこれを実際の執行面に活用していくということがなければ、いつまでもあとを追つかけるような形になるというところでございまして、この際、新たに基礎的な科学的な研究を積み重ねていきたいというつもりで作つたわけでございます。従ひまして、研究として全く新しいとも言ひ切れなかつたかと思ひますが、今までの、科学的というには価値のないような研究ではなかつたか。そういう意味におきましては、新分野を開拓するということも申し上げ得るのじゃないかと思ひます。

○吉江勝保君　そこで今度は、研究されて、結論といふんですか、結果が生れたときに、その研究所の分野から行政に移されるのだらうと思ひますが、活用される場合には、どういふふうに研究が活用に移されていきますか。

○政府委員（原田重君）　従来は、行政部門を担当しております警察庁の原局の方におきまして行政のかたわら若干手がけておつた面があるかもしれせんが、大體新しい分野であるというふうに考えます。

○吉江勝保君　それでは、行政部内におきましては、日常の行政指導ということとは、もちろんそういうことでやつていく必要もございまして、基本的にはその科学的な研究を遂げまして、そしてこれを実際の執行面に活用していくということがなければ、いつまでもあとを追つかけるような形になるというところでございまして、この際、新たに基礎的な科学的な研究を積み重ねていきたいというつもりで作つたわけでございます。従ひまして、研究として全く新しいとも言ひ切れなかつたかと思ひますが、今までの、科学的というには価値のないような研究ではなかつたか。そういう意味におきましては、新分野を開拓するということも申し上げ得るのじゃないかと思ひます。

○吉江勝保君　研究所の方で研究の結果が出た場合に、保安局の行政部門に移して、そちらの方で実施に持つていく。筋道はその通りで、あるいはその一つのやり方になるかも知れませんが、その研究所自体が、全国なら全国の関係者あるいは講習とか指導とかいうものに直接これも当るのですか。

○政府委員（柏村信雄君）　現在でも、科学捜査研究所において鑑識の講習等はいたしてありますけれども、できるだけそうした実際の指導あるいは教養というふうな問題になりますれば、やはりこれは、行政部門でやることを原則にいたしたい。現在の科学捜査研究所におきましては、地方のむずかしい鑑識等について依頼を受けて、これを処理するほかに、ある意味の一種の学

校的な色彩を持つておりますけれども、第一線に出ていってこれを指導す

も、第一線に出ていってこれを指導す

も、第一線に出ていってこれを指導す

も、第一線に出ていってこれを指導す

るといふようなことは、現在いたして
おりません。今後の防犯少年の關係あ
るいは交通の關係につきましても、あ
る場合講習会に講師として行くとい
うようなことは、これは専門家として行
わせるということもございまいし、やは
り指導教養の面というものは、やは
り行政部門でこれを行なっていくよう
にいたしたい、こう考えます。

○吉江勝保君 大体わかりましたが、
その研究した結果が実施に移される場
合に、行政部門との調整というか、そ
ういふ面を十分に考えておいてもら
いたい。こういう点だけ付け加えて、終
ります。

○小林武治君 人員の關係はどうなん
ですか。

○政府委員(柏村信雄君) 先ほど官房
長から申し上げましたように、技官十
名がこの二つの部門について認められ
まして、現在予算にその要求をいたし
ておるわけでございます。これだけ広
範な仕事でございまして、これだけ広
範の十名の技官を増置したということ
だけで足りることは考えておりませ
ん。将来も、できるだけ専門の要員を
増置するように努力いたしたいと思
います。さしあたりましては、部内あ
るいは警視庁との兼務というようなこ
とによつて、最小限の要員というも
のを確保して仕事を進めて参りたい、
こう考えます。

○小林武治君 機構はどういうふう
になりますか。

○政府委員(柏村信雄君) 機構は、現
在科学捜査研究所が八つの課からな
つておりますが、この現在ありますもの
を総務部と科学捜査部に分けまして、
そのほかに防犯少年部、これは、部の

下に課を二つ程度置くようにしたいと
思いますが、防犯少年部と交通部、お
互いに課を大体二つぐらいいにして進め
て参りたい。従つて、総務部、科学捜
査部、防犯少年部、交通部ということに
相なるかと思ひますが、総務部あるい
は総務室というものにつきましては、
これは、科学捜査研究所長を総務的に
助けるという仕事、いわゆる総務の仕
事、他の三部につきましては、部長は
できるだけ学者、技術者というものを
もつて充てて参りたいというふうな考
えております。

○小林武治君 今の機構は、どんな形
で出るのであるか。機構は内規ですか。

○政府委員(柏村信雄君) 総理府令で
規定されるのであります。

○小林武治君 今の機構の問題です
が、これは実施がいつか。今の人員の
配置ですね、何かだいたひさつきの説明
じゃ大がかりのようなものに思へる
が、今の増員の必要ですね。それで間
に合うのか、あるいはよそから兼務さ
せるとか、こういうふうなことを言
つておられますが、それで間に合います
か。

○政府委員(柏村信雄君) 先ほど申し
上げましたように、わずかに十名の技官
を認められただけでございまして、
これでこと足りることは考えておりませ
ん。将来も増員をはかりたいと思へる
おりますが、取りあへずは、とにかく
できるだけ有能な者を集め、また部内
からも、あるいは警視庁の兼務という
ようなことにつきまして、最小限の
要員は確保してやつて参りたい、こう
考えております。

○小林武治君 私は、しばらく欠席し
ておりました、つまびらかにしてあり

ませんが、全体の増員というものは、
今年は大体十分取れたのですか、警察
庁の問題ですが、それは御説明にな
つたのですか、一度。

○政府委員(柏村信雄君) 国家公務員
につきましては、ただいま申し上げま
したように、非常にまあわれわれから
申せば意に満たない程度のものでござ
います。地方の警察官につきまして
は、当初三カ年計画で一万名の増員を
考え、大蔵省とも折衝いたしたわけで
あります。従つて、初年度四千、次
年度三千、三年度三千というもので、
来年度四千名の要求をいたしておた
わけでありまして、いろいろ折衝の結
果、来年度は二千五百名の増員を認め
られまして、現在、来年度の財政計画
の中にその分は織り込まれて、また、こ
れについての整備、教養等の費用につ
いては、来年度の予算案に考えられて
おるわけでありまして、まあ二千五百
名では、われわれとしても将来の計
画として十分なものとは考えませんの
で、再来年度以降において一万増員の
実現をはかりたいというふうな考へて
おる次第でございまして。

○小林武治君 国家公務員の關係はど
ういうふうになっておりますか。

○政府委員(柏村信雄君) 科学警察研
究所の今申し上げましたような拡充に
伴ひまして十名の技官と、そのほか通
信の關係におきまして二十八名の増員
を認められております。

○小林武治君 前から、警職法關係な
んかの際も、警察の人員がある程度不
足じゃないかということに申し上げ
て、この増員ということについて努力
をしてもらいたい、こういうことを
言つておきました、これは今後――

もうきまつたものはやむを得ません
が、今のような程度の問題では私は需
要に合わない、こういうふうな思ひ
です。その点は、もう始終、警察庁当
局としても努力をして、そうしてこ
とに地方の要望には、私非常に足りな
いと思ひます。そういうことにつ
いての努力を一生懸命にしたいとい
うことをこの際注文しておきます。

○成瀬清治君 結局、警察が青少年問
題で出るといつたつて、取締りとい
形になると思ひますが、問題はやつ
ぱり予防の、環境の浄化の方にかか
てくるというところになれば、警察から
離れて行政部門の方にいくじゃない
か、だから、吉江さんも言つていま
うに、それとの調整問題じゃないかと
いう話も出たんですが、これが悪影響
を及ぼすのが何かといへば、まあ映
画、雑誌、あるいは広告、それから危
険玩具というふうなことも出ておるわ
けであります。これをいい方向へ
持つていくこととするのに、たとえば、一
学区のPTAの人たち、あるいは母の
会の有志の人たちが少し立ち上つて、
環境浄化に努めているわけですね。そ
うすると、とかく今まであった一つの社
会秩序に対して、その地域においては
若干トラブルが起きてくるわけですね。
そういうふうな動きがあると、すぐ警
察の方からその人の思想調査みたいな
格好で、実はそういう立ち上つた母親
のところに出かけていくわけですね。こ
れは私は好ましいことじゃないと思
なすが、何か、警察がこういうふう
なことについてすぐ出てくるわけだ
が、これは警察の本来の、何かこう
いうふうなやれというふうなあなた
の指示があったり、あるいは警察とし

て、そういうことになつたら何か思想
調査をやらなきゃならぬというよう
な一つの方針が決定しておるのか。私
は、そういうことをやるのは間違つた
ことじゃないかと思ひますが、で
すから、そういう警官はむしろ署長の方
から取り締まるか、何というんです
か、やらせないようなふうな、あなた
の方から警察官なら警察官に、ある
いは警察署長に示してもらわなくちゃ
なつてますか。

○政府委員(柏村信雄君) 警察とい
たしましては、いわゆる思想調査とい
うことはいたしてありません。従いま
して、そういうことについて、思想調
査をするような指示というものは与
えられませんが、また、そういう
今お話のようなことについて、思想
調査などをするものではないとい
うことは、それだけに注意を
えたことはございませぬけれども、一
般的にそういう問題について、行き
過ぎないようにとりかかるとは、日ごろ
注意いたしておるわけでございます。
ただいまお話しした青少年の不良化防
止について申し上げます。これは、こ
れは私は、基本として、警察の取締りな
り、あるいは警察の事前の指導なりと
いうことだけでこの問題が片づくとい
ふことはできません。今お話のよう
に、むしろその他の……広く申し上げ
ます。政治、経済、文化、
宗教、社会の環境、こういうふうな問
題が根底にあるわけでございます。そ
ういふことのごく端の出張つたこと
ろにつきまして警察がタッチする面が
出てくるというふうな私どもは考へて
おるわけでありまして、しかしなが

ら、先ほど官房長からも申し上げましたように、非常に不良化の傾向というものには深刻でございますので、その他の行政が先行していくのを待って警察が動くということに至らない場合も非常にあるかと思うのです。これは、警察としては、犯罪の予防、治安の保持ということから当然になさねばならぬことをやっておるわけでございますけれども、警察といたしまして、この問題に非常に関心を持っております関係上、たゞいまお話のような、主婦の方であるとか、あるいはPTAの方であるとか、あるいは学校の先生方であるとか、こういうふうな人たちがこの青少年の不良化防止の問題に強い関心を持っていただき、これに必要な施策を講じていただくということはむしろ期待こそすれ、そういうことをやられる方、あるいはどういふ考えでやられるかというのを警察がウの目タカの目で検討すると申しますか、視察するといふようなことは、これは警察の立場としても絶対にあり得ないことだと思ひます。むしろわれわれとしては、そういう方々の中に入つて、あるいは警察でやれることならばお手伝いをするといふような意味において参加をしていくといふことはありますし、またなければならぬと思ひますけれども、これを何か危険なものであるかのごとく考えて視察をする、内偵をするといふような問題は絶対にあり得ないことではありますし、今後あらしてはならない、こう考えております。

○成瀬権治君 長官のお考えはまことにいいと思うのです。その通りでなければならぬと思うのですが、実は、現象としては逆な現象が出ておるから私は

心配するのです。たとえば、子供を守る会であるとか、それから、ある学年の父兄の方たちが相談をして、そうして一つ環境の浄化に乗り出そうじゃないか、悪い雑誌は一つ焼いてしまおうじゃないかというふうな極端なところまで議決をしたところもあるのです。が、そうした動きが出て参りますと、警察のお方が、すぐそういう人の所に行かれて、そうしていろいろ話して返される。あなたがおっしゃったような、いい意味で協力を申し出て、一つやろうじゃないかというところじゃなくて、むしろ何か、そういう人たちの考え方が危険じゃないかというふうな聞き込みがあるわけなんです。だから私は心配をして、今ここで申し上げたのです。まことに私たちと同じような長官のお考えですが、非常に末端では逆な方向になつて、非常に遺憾だと思ひます。そこで、たとえば、私たちが当該の警察署長に対して、もう少し運営をなめらかにやっていただいて、そうして目的は一つなんだから、長い目で見たら、あるいはむしろ警察が協力してほしいというふうなことを、あなたのおっしゃるようなことを言つておるわけです。ところが、実際は別なことをやっておられるから、どうもふに落ちないわけです。そこで私は、あなたの御答弁を聞き、あなたのお考えを聞いても、実は行われておることが逆なことがあるから、納得し兼ねるものがある、こういうことを申し上げておるのですが、これは平行線になりますから……。

そういふことのないように一つ、一般的な問題として思想調査をやつていないじゃないかと、ごもつともだと思ひます。また、やられることじゃないと思ひますけれども、何かそういうことがありますから、一つまた機会がございましたら、そういうことのないようにやつていただきたい。それが一つ。

これはまあ要望になるわけですが、続いて、科学捜査研究所でおやりになるものとして、たとえば青少年の非行といふものはこういう原因から出てくるのだという、そこにウエートがあるわけではなくて、むしろ青少年の犯罪防止と申しますか、非常に身近な方の防止であつて、遠因をどうこうするといふようなことまでおやりになるのか、あなたがおっしゃったような、政治、経済、文化、宗教、社会教育は大きな問題だと思ひますが、そこまでメスを入れられるのか、その辺はどんなようでございますか。

○政府委員(相村信雄君) まず、さきの御要望の点はよく拝承いたしました。私は、そういうことはないと今まで確信いたしておたわけでございますが、不幸にしてそういうことでもあります。これは非常な間違いであります。また一面におきまして、とかく警察といふものは何か取締りではないかという一つの先入感で、警察が何か聞くと、これは何かそういうことでやつてゐるのではないかとお考えになる向きもあるのではないかと。警察として、青少年の不良化防止には非常に熱意を持っておるわけでございますが、そういうことをなさる方々も、できるだけ警察によく御連絡をいたしたい、事前にこういうふうにしていくという協力態勢になれば、まさか今お話のようなことは起らないのではないかと、ごもつともだと思ひます。もちろん、御指摘の点は十分に拝承いたしました。それから、この研究部門でございますが、これは、関連をいたしましてある程度幅広くなるというところはあります。まず、先ほど申し上げましたように、警察のタッチした面というものは、何と申してもある行き過ぎといふところに対して動いていくといふことになるわけでございまして、中心的な問題は、やはり非常に非行といふことに密着した部分についての研究が多かろうと思ひます。しかし、これがだんだんと広がっていきまして、たゞいまあるいは十府県くらいになつておるかと思ひますが、映画とかあるいは出版物についての青少年に見せてはならない指定をするといふようなことを知事部局でいたす、そのお世話役を警察もいたすといふようなこともございまして、かなり広い面にも当然事柄が事柄だけに関連はいたして参ると思ひますが、警察としては、警察だけでこの問題の全面的な解決策を樹立するといふような大それた考えは持つておりません。むしろ今内閣にございする青少年問題協議会、これは、民間の有識者が委員になられ、また各省の関係省の次官が委員になつて構成されておるわけでございますが、こういうふうなところで基本的な総合対策といふものはすみやかに樹立され、その一翼として警察がタッチする面についての技術的なものを検討していくといふことがほんとうに望ましいことではないかといふふうに考えております。

○成瀬権治君 警察に対して事前に連絡があつた方がいじやないかという話ですが、私は、そういうことすらすで

に間違いじゃないかと思ひます。だから一つ、その地域における団体の行動に關して事前に警察に連絡をとるか何と申すことじゃないかと、それはなくとも、私は、そこまで警察が神経を払わなくても、もう少し力を注ぐべき点は他にある。あるいは相談に来られたら、そのときに相談に乗つてやるというところで、何も連絡がないからおれの方から出かけて行つて、あの会できめたことはどうだとか、だれがどんな発言をしたとかと、これは、実例を出せとおっしゃれば実例は出しますが、そういうことでなく、やはり警察には本来の使命があると思ひますから、そういうことは一つ良識でやつていただきたい、こういうことを押し問答してまいけませんから、それはそれとしま

それから、大きな問題については青少年問題協議会ですと申しても、それらと連絡をとつて、警察は警察としておやりになるということでありまして、分れてゐるようですが、たとえば、十名の技官の中の一人とか二人という者は児童心理学の専門家と申しますか、そういうふうな方々を入れる用意があるのか、それとも、そうではなくて犯罪捜査、それらの方に、そういう方々も児童心理学は関係すると思ひますが、児童心理学者など、学者と言つてはいけませんが、児童心理学の権威のある人を技官の中に入れておることを予定しておられるのかどうか。

○政府委員(相村信雄君) 心理学についてできるだけ権威のある者を入れるといふようなことについては、現在非常に熱望しているところでございま

査というものは、これは今までやっておりました人でとにかく一応やっているわけでございますから、むしろそうした心理学者であるとか、あるいは社会学者であるとか、そういうふうな基本的な学問的な要素というものを中に取り入れていかなければならぬというふうに考えているのでございまして、先ほど申し上げました十名で十分とは申せないわけでございますので、各大学等においてそういうことを特に専攻しておられるような学者などには調査なども委託をいたしまして、広く知識を求めて参りたいというふうに考えております。

○政府委員(相村信雄君) 確かに、御指摘のように、非常に事故の増大によりまして、尊い人命であるとか、あるいは財産というものが毎日侵されていく、ということ、非常に遺憾なことだと思えます。警察といたしても、この交通安全関係の警察官というものは、かなり率としては多く配置をいたしているわけでございますが、今度の増員などにつきましても、そういう配慮をしているわけでございます。増員だけでなく、部に、部内配置の問題について研究しなければならぬ問題があらうと思えます。ちょっと申し上げますと、実は交通事故故あるいは犯罪になります交通事故事

つきまして、われわれは今後研究をいたしまして、これは取り締まれる方について、ついてもずいぶん迷惑な話であらうし、取締り側につきまして、実に屋内の作業が多いということは、かばかばかしいことでありますので、こういうことについては十分に研究し、しかし、そうかといって、むやみに警察の手続を簡単にして、人權を尊重するところが薄くなるようなことがあってはいかぬと思いますが、その辺の調和を適當に求めまして、できるだけ簡易な方法で手続が進められるというふうなことも研究して参りたいと、こう考えております。

とともに、また神風タクシーというものが一応ああいいう形でビリオドを打つたよりな形になっておるけれども、何といったって、片一方ではタクシーが早く走り過ぎると申しますか、それも一つの大きな原因だと思ふわけです。そこで、タクシー業界のお方たち、経営者のお方たちとあなたの方との関係というものが明確になっていかなくちやならぬと思っております。で、何かあの人たちの休まれるところ、いわゆる厚生施設ですね。あるいは水揚げの問題、あるいは下車制度、いろいろな問題があると思うのですけれども、それこそ私は、そういう中に入つて、

のやむを得ずに——やむを得ずという
ことは言い過ぎかもしれませんが、
生活上そういうふうに迫り込まれる
という要因が除かれれば、ある程度業
者の利益というものには響くかもしれ
ませんけれども、やはり都市交通の円
滑という点からいえますれば大事な問
題でありますので、あえて運輸省等と
も連絡をとって、業者の人たちにも申
し入れをするというところまででな
らざるをえません。警視庁としては考
えていったわけでは、行き過ぎとい
うところまではないように、これは注
意をいたさなければならぬ。

故等につきまして、これはよほど深く研究しないと、簡単には申し上げかねることかとも思いますけれども、実けるという事故の処理につきまして、第一線に出て、いろいろ指導をしたり注意を与えたりする人間も相当ふやしておりますけれども、交通の關係の警察官といふものの相当部分といふものを

立ち入った一つ御指導をしてもいい
たいと思うのですが、こういうような
仕事まで、それは交通関係の方たちが
おやりになっておるかどうか、こうい
うことは、何か少し問題が、世間でさ
わいだときにちょっと思いつきでおや
りになるものか、実情はどうなってお
りますか。

のも非常に大切だと思いますが、私は、これこそ路上に出ている第一線の
お方たちの監督指導というものが十分
に行き届いたら、相当数減っていく問
題だと思っている。だから、あなたの
方の部内の警察官の数をそれだけすぐ
ふやせというお考え方もあろうと思
いますが、そういうことでなくて、も
少し部内操作の上において何か監督を
していただいて、人の命が八千人も一
万人も、不具になった人を入れたら
ものすごい損害だと思いますが、そ

そういう事件の処理のためのデスク・ワークに向ければならない。これは訴訟手続の問題もあろうと思えます。従いまして、われわれとしては、ほんとうに交通警察に従事する者の大部分が街頭に出て指導ができるような状況になりますれば、今よりはよほど事故や何かにについても防止ということができるのじゃないかと思えますけれども、事件として取り扱うことになる、これを書類として検察庁に送致するということで、裁判の関係だけは、

て、ほんとに一つ科学的にもう一べん、何と申しますか、検討をしてでもいただかなければならない段階にきているのじゃないかと思うのです。まあとかく日本人は、犯則を監督される人が見ておられるとやらなくて、それが引つ込むと出てくる。若干ネコミたいなところがあるわけでありますから、そういう点等にもらみ合せて、ぜひ一つ、警察署の前にいくと、いつも、本日の死亡者は一名だとか二名だとか出ている。誰もあれを見ていい気持はし

○政府委員(相村信雄君) タクシー業者について直接の監督と申しますか、そういうことは運輸省の所管でございいますけれども、この前、神風タクシー等で問題になりました際の、手前みそになりますが、原動力は、交通事故が非常に多い。その一つの要因は神風タクシーにあるのだということで、むしろ警察の取締り面からああいうことについての、神風タクシーが起つてくる要因というものについての検討をいたしまして、運輸省と共同いたし

要があろうと思います。現在もそういう線に進んでおると考えております。

○大沢雄一君 私 は、最近都心にだんだんと増加しているパークの施設等の問題につきましてお伺いしたいと思っておりますが、だんだんパークがいろいろと施設をされて参りまして、そのパークの適正料金とか、あるいはそのパークの方法とか、いろいろな点がまた警察の関係の私問題になっていくのじゃないかということを考えておりますが、このパークの施設権の根拠と、

何といひますか、これに對する監督権
ですね、そういうものの所在、また警
察との關係はどういうふうになつてお
りますのか、その点を一つお伺ひして
おきたいと思ひます。

○政府委員(相村信雄君) 例のパーク
ングの料金制度は、あれはたしか駐車
場法というものによつて、いわゆる路
面駐車について料金を取れるというこ
とになつておつたかと記憶いたしてお
ります。それで、その料金については
法律で限界を設け、おそらく条例で定
められておるのであらうと思います。

警察といたしましては、そういう条例で、そういうところについては料金を納めなければならぬ。料金を納めない者にはそこにパークできないというようになるわけでございまして、そういう法律あるいは条例に規定された規制の限度において警察権の発動という問題には起り得ると思いますが、また、東京都におきましては、そういうことの取締りのために、警察官の都独自の増員というものを考えておるようでございします。

○大沢雄一君　そういたしますと、そのパークの取締りというのか、監視というのか、運営について警察に委嘱ができるか、あるいは警察の職務としてそういうことができるわけでございますか。そのために警察官を増員するというになると、こういう関係は、警察権との関係はどういうことに考えたいのか、その辺をもう少し明確にしてほしいと思います。

○説明員(町田充君) 私、当面の担当者ではございませんけれども、駐車場法という法律に基きまして、路上駐

車場として定められた場所以外には駐車できませんが、路上駐車場では、一定の料金を払わなければ駐車できないと、こういう建前になっておりますので、もしそういう法律に違反する状態がありますならば、警察側がこの違法の状態を是正する、こういうことに当然なるだろうと考えております。

○大沢雄一君　そういたしますと、やはり警察のそれは一つの職務ということになってくると考えてよろしいわけですね。

○説明員（町田充君）　そうです。

○大沢雄一君 従つて、そういう職務に
関連して警察官を増員するというより
なことに、なつた場合に、警察が一種の
パークの看守人といふするか、そう
いうふうなことを警察の方として引き
受けるというよりなことでいいわけ
ですか、その辺はどういふことですか。

○政府委員(柏村信雄君) 直接料金についでの仕事は、これはこの一般職員がやるわけでございます。その違法状態を予防し、あるいは排除するということが警察の職務になるわけです。こ

れは一般に法律なり条例なりが定められて、ある事項を規制する、そうしてそれに罰則の規定をつけるというより場合にはおきましては、当然それだけ警察の仕事というものは広がって参るわけであります。こまかく申しますれば、そういうたびごとに何名、このためには何名必要であるから何名増員ということになるべきであらうと思ひますが、一々そうしたものに就いて、警察官の増員というものの要求は

いたしておらないわけですが、今度は東京都あたりでは、そういうことによって相当の駐車場設置のための

財源というものを確保するというようなこともございまして、それには当然取締りが付随して必要であるということに相なりますので、基準定員を越えてある程度東京都で増員をしたということも、私は、あながち不合理なことではないというふうに思っておるわけでありまして。

○大沢雄一君　私も警察官の不足の状況、ことに交通関係の取締りの必要と、いうようなことに関連いたしまして、今のパーキングの施設とそれによる財源等に関連して警察官が増員されると

いうことは、非常にけっこうな思つておるわけでございますが、ただ問題は、何としても初めてのことでありまするので、この施設の適正と、あるいは料金の適正というようなこととの関連を、よほど慎重に考えていたしませんが、警察に対する民衆の信頼というか何というか、そういう点につきまして、私は票を及ぼしてはならないと、一面にそういうことも考えまするし、それらの点を、これは慎重にやはり新

しい問題として考えていつていた。だきたいということからお伺いをしているわけですが、この現在自動車の激増に對しまして、警察の方としては、それにどういうふうに対処するお考えでありますか。これは、何といえますか、現在の状況では、この交通の研究とかいうものはむろん必要でありますけれども、根本の自動車の増加を野放しにして道路の拡充やら改修やら、これは急速にいかぬわけです。こういう状

態では、われわれは平生実体験するところ、これはいかなる施策をやっても、根本の自動車の増加の規制という

ことを考えないというのと、追っつかないのじゃないかということを、日々の交通を実際に体験して、そういう感じがするわけでありまして。パーキングの問題もそれに関連しての何ですが、その根本の問題について、警察としてはどういう研究をし、どういうふうに対処していくつもりか、私は、この根本問題をやはりやってもらわなければ、これはちっとやそつとのことでは、交通事犯の問題は解決しないのじゃないかと思うが、どういうふうにお考えですか。

○政府委員(相村信雄君) 確かに御指摘のように、交通事故あるいは交通の不円滑というものが、自動車の急激な増加によっておるといふことは確かだと思ひます。これはしかし、自動車について、直接は運輸省の所管でございますが、警察としてもそういふ交通事故防止といったような点から、重大な関心を持つておるわけであります。ただ、増加を相当強く規制するのが適当であるのか、あるいはやはりこの増加というものに応じて道路の整備である

とか、あるいは通行の仕方であるとかと
いうようなものについて検討するのが、
正しいのかという問題は、お互いに関
連する問題とは思いますが、たゞいま
は警察として、お話のように強い規制
を自動車の増加に加えるというところ
まで踏み切った考えにはなっておらぬ
わけでございます。しかし、将来の問
題といたしましては、あるいは自動車
の数であるとか、あるいは形であるとか、
日本のように狭い道路が多い所

に、ああいう大型な自動車が勝手に走り回ることがいいのかどうかという問題は、当然研究に値することではない

かと思っておるわけですが、ただいまのところ、そういう問題について、かくいたすべしという結論に到達しないということを申し上げておく次第であります。

○大沢雄一君 今お答えにもごいす
したが、交通の取締りは警察、道路の建設は建設省、それから自動車の許可は、産業の将来だとかいや何だとかと
いって通産省、あるいは運輸の問題に
ついては運輸省、それぞれこの根本の
問題について、たが所管だけのうちで
検討して解決しようとしてもできない

のですね。どうもそれらの点について、私は、もつと政府が根本的な問題から解決しなければ、ただ、いたずらにこれは他の省にその責任を持つて回っているだけでは、肝心の交通事故、交通事犯の防止ということではできないと思う。この交通部門を、科学警察研究所を作つてやることもけつこうでありするが、やはりさかのぼつて政府としては交通の根本問題について解決するという勇氣と熱意がなければ、これは結局、何というか、もうう

だとまでいいたくないまでも、ほんとうの
ころやくばりの一時的な問題、こうい
うことにならざるを得ないと私は思
う。それらの科学的な研究をされると
いう結論を、先ほどもこれに関連した
御意見かと思いますが、少し根本問
題にさかのぼって、やはり科学的な見
地から結論を出されて、それによって
政府全体の政策を生み出す基本にせら
れまして、ぜひこの問題の根本から一
つ解決するように、私はお願いしたい

さしあたっての問題といたしまして、よく新聞等でも見受ける意見であると思うのです。

りまするが、自動車の激増を、これをこのままにしておいていろいろなことを言うてもしょうがないのですが、激増を抑制する手段として、いろいろまあ自動車産業から苦情等があるかも知れませんが、せめてガレージのない自動車の所有ですか、それは禁止したらどうかということもちょいちょい見受ける。これも私は一方法じゃないかと思うのですが、こういう点については、どういふふうにお考えになつておられますか、その点を参考のために伺いたい。

○政府委員(柏村信雄君) 交通問題につきましても、各省がばらばらであつてはならないということは、まさしくお説の通りでございます。実は、政府におきましても、三十年の七月に交通事故防止対策本部というものを内閣に設けまして、関係各省相寄りまして検討を続けておるわけでございます。こういうものを御指摘のように強力に運営して、抜本的な対策というものをすみやかに樹立するというのが必要であらうというふうに思います。今度の科学警察研究所の拡充に伴ひまして、交通面の研究をいたしますのも、そういう基本的な対策と並行し、あるいはこれに随従して検討がされるということが好ましいことではないかというふうにお思つておるわけであります。ガレージの問題につきましても、ちよつと私今詳しく——そういうお説のようなことになるべきであるということ、は、私も同感でございますが、法制的に現在どうなつてゐるか等につきましても、交通課長から申し上げたいと思つておる。説明員(内海倫君) かかりましてお答え申し上げます。ガレージの問題に

つきましては、警察側としましては、ただいまの御意見と全く同じような考えをもちまして、関係各省とも折衝をいたしてまいりました。現在、ガレージの問題につきましても、もし行政所管ということになりますと、これは運輸省の所管になりかと思つておる。と申しますのは、運輸省の方で自動車の登録をその行政所管としておられますので、その登録の際に、ガレージを必要とするかしないかということを決めれば、これは非常につきりしてゐるのであります。が、それにつきましても、運輸省としましては、もちろんガレージが持たれることは望ましいことであるけれども、現状ではなかなか完全なガレージを持つというところは困難であるということもありまして、強制はいたしておられません。ただ、自動車置場というものを明示するように、登録いたした際に、備考欄でこれを要求はいたしておるようでありまして、従つて、私が自動車を購入して登録する場合に、私の車の置き場所は何処の何番地であるというふうなことを、その登録する際の備考欄に書かせておるようでありまして、もちろんこれは強制力を持つておりませんので、いかんともしがたいところではあります。で、まあ警察側としましては、先ほどの御意見のようなこととで、非常に道路交通の妨害になつておりました。現に事故もそういうことから発生しておるケースもございますので、何とかガレージを持つようには指導してもらいたいということをお願いしておるわけですが、どうも特に東京のようなどころでは、それだけの土地を持つことがなかなか困難というふうな事情もあり、それを強く要望する

ば、自動車の生産の上にも影響があるというふうなことで、実は通産省の方からは、この点については、できるだけ交通取締りということでは、できるだけいたして、ガレージ設置の義務を課するということについては、慎重な態度をとつてもらいたいというふうなことを、関係課長から当該課長であります私の方にも話があつたやうな次第であります。従ひまして、現在行政機関としましては、この問題をどうするかということの具体的な結論には至つておりません。

○大沢雄一君 事情はよくわかりましたが、結局これは地上でガレージを必ず求めるということも、これは東京都内では困難でしょうから、あるいは地下室を作るとか、あるいは何か施設に相当要することでありませうけれども、これはやむを得ないのじゃないかと思ふ。いろいろ御苦心の点はわかりますが、一つ十分検討をされまして、私は、とにかく道路に対する自動車の負荷といふか、台数、こういうものの限度は必ずあると思ふ。ことに日本のような道路につきましてこれを十分検討をされて、これに処する施策を立てられて、強力に一つ進めていただきたい。それもこれから研究するといふと、まづまづおつたのじやおつかないから、少しこれは一つ強力にやつていただきたいといふことを、皆さんだけに要求するのは、これは少しどうかとも思いますが、ちよつと問題が出ておるもので、一つお願いしまして、また適当な機会にそれぞれの所管の政府側には要求したいと思つておりますが、どうぞ一つお願いいたします。

○占部秀男君 簡単に御質問申したいと思うのですが、私がおくられて来たもので

のですから、あるいは説明あるいは質問の中であつたかと思ふのですが、もし重複したらかんべんしていただきたいと思ふのですが、この改正法で、新たに少年の非行の防止その他犯罪防止に関する研究及び実験が行われる。こういうことになるわけですね。そこで、研究の範囲の問題についてお伺いしたいと思ふのです。というのは、こういう少年の非行という問題は、まあ大きな問題でありますけれども、この非行をする少年のいろいろな実例、私もいろいろとながら聞いてみますと、まあ生理的な、精神的な要因もあつて、まあ生理的な、むしろ社会的な要因の方が私はより大きな感じがするのです。そこで、この研究の範囲をどの程度の研究の範囲にするのかという問題について、一応方針がございましてお知らせを願いたいと思ふのです。

○政府委員(柏村信雄君) 詳細はあと官房長から申し上げますが、基本的な考え方としては、確かにお説のように少年非行という問題のよつて来たところでは、決してその個人的な性癖のみから起るわけではなく、また性癖というものは先天的に持つたものだけから保持するものではない。従つて、基本的には政治、経済、文教その他各般の社会的環境というものが、この少年の非行という問題を非常に深刻なものにいたしておるというふうにお考えをされないわけでありまして、従ひまして、この非行防止ということについての基本的な対策というものにつきましても、警察がおこがましくも全部引き受けてこれを研究するということ、を、われわれは決して考えていないわけでありまして、むしろ、内閣にございします青少年問題協議会、これは先ほども申し上げましたが、民間の有識者

者と、それから関係各省の次官から構成されております協議会等において基本的検討をされるべき問題と思ひます。従ひまして、警察のこのたのみの研究というものは、こういう基本的なものに即応して、できるだけ警察の仕事に密着した範囲においてこの研究を進めて参りたいというふうな思ひますが、これは、なかなかどこで限界を切るかということとはむずかしい。従つて、あくまで態度としては、そういう警察の職責というものを中心にして、そして次第に広がつて薄くなるというふうな研究——これは非常に抽象的な申し方で申し上げておる次第です。また、研究の、何と言ひますか、項目等についてもしお尋ねがございますならば、官房長の方から申し上げます。

○占部秀男君 重複すると悪いですが、ちよつとお願ひいたします。

○政府委員(原田章君) 先ほど長官から申し上げたところでございまして、基本的には、その少年非行に密着する面についての研究でございます。従ひまして、本人の性格を作つてゐるいろいろな要因の研究とか、あるいは非行危険性の判定方法の研究とか、そういう本人に関するもの、それからまた、警察におきまして保護しましたり、補導しましたりする場合の保護室とか、補導室の構造とか設備とか、あるいは補導の方法に関する研究というふうなもの、それからもう一つは、その非行少年を誘発する社会的な環境、まあ映画とか風俗営業とか、そういうものの研究、また少年犯罪がたくさん発生する地域等についての社会的、心理学的な研究というふうな二つの面

ら研究をしたいというふうに考えておられます。

○占部秀男君 この点について、これは御答弁は要らないのですが、要望があるのですかね。というのは、今のようない項目でけっこうなんでありまして、けれども、これを研究する場合に、おのずからやはり一般的な社会的要因にどうしてつながるわけですね。そのときに、警察庁は警察としての一応の立場もありまして、だからといって、あまりそうした役所であるというようにとらわれて、何か切ってしまうような形をとられてしまうと、その研究の結果から出た何か少年非行の防止のための施策といえますか、方法ですね、方法が、どうも取捨やいわけゆる監視的な補導の面に重点が置かれがちになっていくのじゃないかということをお心配するわけです。そこで、なるべく一つ広く社会的な要因についても大胆に研究をして、結果を出していただきた、かように思うわけです。

以上でございます。

○委員長(館野二君) ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(館野二君) 速記を始めて。質疑は次回に続行することにいたしました。まして、本日は、これにて散会いたします。

次回は、三月三日の火曜日午後一時開会いたします。

午後零時十九分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場業に係る固定資産税軽減の請願(第九三七号)

一、遊興飲食税減免に関する請願(第九五六号)

一、個人の市町村民税の非課税範囲拡大等に関する請願(第九六一号)

一、昭和三十四年度地方交付税の税率引上げ等に関する請願(第九六三号)

一、上水道事業費起債のわく拡大等に関する請願(第九六四号)

一、治安施設費の財源措置に関する請願(第九六五号)

一、三重県木曾町村の愛知県弥富町編入に関する請願(第九六九号)

第九三七号 昭和三十四年二月十四日受理

公衆浴場業に係る固定資産税軽減の請願

請願者 岡山市天瀬一〇八岡山県公衆浴場業環境衛生同業組合内 木下梧郎

紹介議員 秋山 長造君

公衆浴場業は、物価統制令および公衆浴場法、環境衛生法等の法令により、営業ならびに施設に対して法の規制を受けているのであるから、(一)公衆浴場の営業用土地および建築物の固定資産税を軽減すること、(二)公衆浴場の営業用土地および建築物の評価については建築物の特殊構造であるにかながみ特別の減点基準を設けること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

第九五六号 昭和三十四年二月十七日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 熊本市花畑町銀杏通九二熊本県食糧組合連合会内 福田一雄外八名

遊興飲食税は戦時下のしやし抑制と物資節約の目的をもつてあらゆる飲食に對し賦課されたもので、その後情勢の変化に伴い次第に免税点の引上げ及び税率の変更等がなされたが、いままなお遊興を伴わない普通飲食に対する免税点が依然三百円に留まっています。これは、国民生活の向上に伴い各種会合が必然的にひん度を加えている現在としては過重であるから、衆参両院の前国会における附帯決議にそつて遊興を伴わない飲食に對する免税点を三百円から五百円に引き上げられたいとの請願。

紹介議員 林田 正治君

遊興飲食税は戦時下のしやし抑制と物資節約の目的をもつてあらゆる飲食に對し賦課されたもので、その後情勢の変化に伴い次第に免税点の引上げ及び税率の変更等がなされたが、いままなお遊興を伴わない普通飲食に対する免税点が依然三百円に留まっています。これは、国民生活の向上に伴い各種会合が必然的にひん度を加えている現在としては過重であるから、衆参両院の前国会における附帯決議にそつて遊興を伴わない飲食に對する免税点を三百円から五百円に引き上げられたいとの請願。

第九六二号 昭和三十四年二月十七日受理

個人の市町村民税の非課税範囲拡大等に関する請願

請願者 滋賀県草津市議會議長 小寺利一外九名

紹介議員 村上 義一君

地方自治は国税と異なるその主旨とする地方自治の負担分担の精神は十分尊重しなければならぬが、実際的には零細所得者がその税をいかにしてねん出納付するかについて問題があるから、地方税法第二九五条(市民税の非課税)第一項第一号に「前年中において所得を有しなかつた者」とあるのを「前年中の所得が所得税法第十二条の規定による基礎控除額に満たない者」に改めるとともに、これにより減収をもたす税源措置については別途適当なる補てんのみを講ぜられたいとの請願。

第九六三号 昭和三十四年二月十七日受理

昭和三十四年度地方交付税の税率引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県草津市議會議長 小寺利一外九名

紹介議員 村上 義一君

地方自治体に対する最も大きな財源措置である地方交付税については、年々わずかながら税率が高められてきたが、いままなお地方財政を軌道に乗せるにはほど遠いから、昭和三十四年度には税率を最低三パーセント引き上げられたい。また合併市町村に對する財政措置については、新市町村建設促進法その他の関係法令によつてそれぞれ助成策が講ぜられているが、なお地方交付税に對してその需用額算定に最も大きな要素となる種地の決定にいちじるしい不利をもたらしないう関係法令を整備せられたいとの請願。

第九六四号 昭和三十四年二月十七日受理

上水道事業費起債のわく拡大等に関する請願

請願者 滋賀県草津市議會議長 小寺利一外九名

紹介議員 村上 義一君

上水道事業の公益性にかながみ、すみやかに十年計画を履行に移し事業費起債のわくを拡大せられるとともに、起債の利率をさらに引き下げ償還期限の延長とあわせて政府補助金措置を講ぜられたいとの請願。

第九六五号 昭和三十四年二月十七日受理

治安施設費の財源措置に関する請願

請願者 滋賀県草津市議會議長 小寺利一外九名

紹介議員 村上 義一君

市町村に散在している警察駐在所等の施設については、自治体警察が解消し

て以来国および県でこれが財政上の負担をなすべきであるにもかかわらず財源の不如意と旧来の習慣等を理由として、いままなお市町村において直接間接その負担を余儀なくされている実情であることはまことに遺憾にたえないから、市町村財政にしわ寄せをしないよう治安施設に對する財源措置については特段の考慮をせられたいとの請願。

第九六九号 昭和三十四年二月十七日受理

三重県木曾町村の愛知県弥富町編入に関する請願

請願者 三重県桑名郡木曾町大字富田四二四坂野新一外九名

紹介議員 占部 秀男君

三重県木曾町村(人口約三千四百)は、木曾川本流の東に位置し、三重県からは完全に孤立して、かつて木曾川支流鍋田川をへだてて愛知県弥富町に接しており、本村から三重県へ行く場合は弥富町との間にかけられている唯一の木曾川橋を利用しているばかりか、電信、電話もすべて弥富町内の局で取り扱い、さらに人情、風俗、習慣、宗教、姻せき関係等あらゆる生活関係はもろろん、日常生活必需品のほとんどが弥富町内で購買され、青果物の出荷も共同して実施している上、水田五百余町歩の農業用水導入も弥富町に依存しなければならぬ現状であるから、村民こそつて熱望する弥富町との合併が実現するよう法改正の措置を採られるとともに、愛知県への編入に関する住民投票を国において実施せられたいとの請願。